

平成27年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成27年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成27年6月23日(火) 午前10時00分～11時00分
場所	宇治市役所 6階 602会議室
出席者	(委員) 毛利会長 片桐委員 橋本委員 吉田委員 吉松委員 (事務局) 本城副部長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 (傍聴者) 2人
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について(事務局)</p> <p>ア 平成26年度情報公開制度実施状況について(報告事項)</p> <p>イ 平成26年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>ウ 宇治市情報公開条例の一部改正について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局から、平成26年度情報公開制度実施状況について、平成26年度審議会等の会議の情報公開制度運用状況について及び宇治市情報公開条例の一部改正についての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 平成26年度情報公開制度実施状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>(委員) 決定単位39番において、職業に関する事項を非公開としているが、どのようなものであるか。</p> <p>(事務局) 宇治市では、所管する社会福祉法人への定期指導監査を行っている。評議員の氏名については公表されているが、職業については通常公表されておらず、公開すべきではないという判断により、非公開としている。</p> <p>(委員) その職業が公になることで、特定の個人の権利利益が侵害されるおそれがあるという判断でよろしいか。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(委員) 同じく決定単位39番において、通帳及び印鑑の保管場所を非公開としているが、定期指導監査の確認事項である通帳と印鑑の保管場所を別にしてしているかどうかについての回答が全て非公開なのか。若しくは、特定の保管場所が記載されており、保管場所のみを非公開としているのか。</p> <p>(事務局) 特定の保管場所が記載されている箇所についてのみ非公開としている。</p>	

(委員) 決定単位81番の予防接種について、第6条第5号該当として、今後医療機関からの協力が得られなくなるおそれがあるという理由で非公開としているが、医療機関は市からの依頼により、任意で協力を行っているのか。法的な根拠があるならば、協力が得られなくなるおそれはないように思える。

(事務局) 協力を得ている医療機関は宇治市が指定を行っているが、指定の前段階として、宇治市からの指定について各医療機関からの同意を得ているため、公開することで協力が得られなくなるおそれがある。

(委員) 個人経営の病院ならば協力が得られなくなるおそれがあるように思えるが、規模の大きな病院ならば、協力が得られなくなるおそれはないように思える。確かに、規模の大小についての明確な区別は難しいと思う。

(事務局) 現時点では規模の大小についての区別はしていないため、全て非公開としている。

(委員) 決定単位124番の全国学力調査・学力状況調査については、平成25年度も同様の請求があったが、公開・非公開の判断については平成25年度と同じであり、今後も変える予定はないということか。

(事務局) 平成25年度までは文部科学省が実施要領において、各学校ごとの結果は公開すべきではないということが明確に示されていたが、平成26年度以降については、各教育委員会ごとに適切に判断をされたいということで、各学校ごとの結果を公開することも可能となった。しかし、宇治市教育委員会としては各学校ごとの結果を公開することで、学校間の序列化を生み出し、それにより各学校が自校を上位にするため、学力テスト対策のための授業が行われてしまうおそれがあるなど、本調査の目的が達成できないという観点から、第6条第5号に該当するとして非公開としている。

(委員) では、平成26年度からは正式に宇治市教育委員会の判断として、各学校ごとの結果は公開しないということか。

(事務局) そうである。

(委員) 笠取小学校・笠取第二小学校については、各学校ごとの結果は公開しない理由は、第6条第5号とあわせて、第6条第2号にも該当しているということか。

(事務局) そうである。その二つの小学校の児童数は本当に少数であるため、個人の特定に繋がるおそれがあることから、第6条第2号にも該当するという判断である。

(委員) では、今後各学校ごとの結果を公開しようとした場合、その二つの学校については第6条第2号により非公開となる可能性があるのか。

(事務局) そうである。

(委員) 決定単位172番について、議事録が不存在となっているが、これはどういうことか。

(事務局) 議事録を作成しているのが京都府であり、その議事録を宇治市が公文書として保有していないため、不存在としている。

- (委員) 京都府が作成しているなら、京都府へ情報公開請求をしたら取得できるのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) その説明は請求者にもしているのか。
- (事務局) 請求者にも説明をしている。
- (委員) 決定単位216番の不存在について、ポンプ交換はあったのか。あるならば、理由を示すような公文書も存在しているように思える。
- (事務局) もちろん理由がありポンプ交換を行っているが、公文書としては存在していないため、不存在となっている。理由については、担当課である雨水対策課が請求者に口頭で説明をしている。
- (委員) 不存在について、請求者の書き方にもよるが、できるだけ請求者の意図する公文書の特定に繋がるように記載してもらいべきである。
- (委員) 決定単位291番はどのようなものであるか。
- (事務局) 宇治市が委託している体操教室について、仕様書の内容を知りたいということで請求された。
- (委員) 宇治市による業務完了の確認書類は不存在であったのか。
- (事務局) 業務完了の検査調書は存在しており、公開を行っている。
- (委員) このような事案の公開請求に対して、不存在の決定を行う際は、明確な理由を説明しないと市民は納得し難いと思う。
- (委員) 決定単位309番の不存在について、請求者は工事完了届があるということを知っていて請求していたのか。
- (事務局) そうである。農地転用の際の添付書類の中に工事完了届があるということを請求者が調べ、請求を行っている。
- (委員) それが、実際はなかったということであるか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 決定単位310番において、第6条第3号に該当するとして、工事見積書の工事費内訳書の単価及び金額を非公開としているが、同様に工事に関わるもので、決定単位189番の金入り設計書は公開とされているが、この違いは何か。
- (事務局) 宇治市の発注する工事の設計金額については公開している。しかし、決定単位310番の農地転用については、民間同士の契約に基づいて提出された見積書であったため、非公開としている。
- (委員) 決定単位190番について、取下げとなっているが、これは請求者が必要とする公文書を宇治市が公表していたということなのか。
- (事務局) 請求内容に関する公文書は消防本部が保有していたが、文書量が膨大であり、請求者も任意の様式による回答で構わないということであったため、必要な情報を取りまとめたものを情報提供として対応した。
- (会長) 他に質問がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

4 報告事項 平成26年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

5 報告事項 宇治市情報公開条例の一部改正について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

6 その他連絡事項等について (事務局)

情報公開請求に関して、今のところ不服申立て等はないため、次回審査会の開催については未定である。

7 閉会

(会長署名)